

令和 8 年度 地場産品強化創出等支援事業補助金

「# 備前市ふるさと納税 3.0」事業者提案募集要項

備前市（以下、「市」という。）では、新たな地場産品の創出や地域資源を活かした産業振興と創業支援が地方創生に果たす役割の重要性を鑑み、「ふるさと納税制度」の仕組みを活用したクラウドファンディング等（以下、「CF等」という。）による資金調達を実施し、本市へ新たに立地を検討している者や市内に事業所を有する者（以下、「事業者」という。）を支援する事業に取り組みます。

つきましては、この取り組みに参画を希望する事業者様の事業提案を下記のとおり募集します。

1. 提案募集に係る事項

(1) 概要

- ・既存の地場産品の生産、製造、加工等に係る施設、設備等を強化する事業及び、新たな地場産品の創出における事業に取り組む事業者に対し、補助金による支援を実施します。
- ・事業者から提案を募集し、魅力的で安全安心な新たな地場産品や地域資源を活かす取り組みについて、その独創性・実現可能性・収益性等の審査を行います。
- ・採択された事業提案については、提案内容に基づき寄附の目標額を設定し、市がCF等により寄附を募ります。
- ・CF等の募集期間は原則として1年以内、最長は翌年度末までとします。
- ・寄附の目標額を達成した事業者は、当該補助金等を活用して市域内において提案事業を実施していただき、最終的には寄附者へ返礼品を発送していただきます。

(2) 応募資格

備前市内で事業所を開設している又は開設を予定している者のうち、以下の事項に該当する者

- ① 日本国内に事業所を有する企業又は個人
- ② 自らが事業の実施主体である者
- ③ 市内に立地し、地場産品（平成31年総務省告示第179号に該当する返礼品）の生産、製造、付加価値を伴う加工品等を行っている又は行う予定である者
- ④ 備前市暴力団排除条例（平成23年備前市条例第31号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でない者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がない者（納税猶予等の措置を受けている場合を除く）
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的としていない者

- ⑨ この要綱の配布時から補助金交付決定までに市から入札参加資格停止の措置を受けていない者

(3) 補助金額及び補助限度額

・交付する補助金額はC F等により資金調達します。(C F実施に関して手数料は一切かかりません)

・当該募集期間内に、寄附の目標金額(事業実施に要する経費のうち補助対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。))の2分の1相当額から算定した額を達成した場合、C F等により寄付を受けた額の10分の4を交付します。

※ただし、寄附の目標金額を達成しない場合であっても、市と協議の上、事業を実施するときは交付する場合があります。

2. スケジュール

- ① 個別相談：提案書類提出前に、市へ事業の概要をご相談ください
- ② 提案書類提出：令和8年6月19日(金)17時まで
※上記期限以降は随時受付としますが、CF等の一斉掲載(令和8年9~10月頃)の対象とならない場合あり
- ③ 提案審査：提出後、2カ月以内に選考委員会を開催
- ④ 提案結果決定通知：提案審査終了後2週間以内
- ⑤ C F等開始：必要なデータ入稿後、実施期間は市と調整
- ⑥ 補助金交付申請：目標額を達成した日またはC F等が終了した日のいずれかの日から60日以内に交付申請
- ⑦ 事業開始：交付決定後、ただしやむを得ない事情により、補助金交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合、届出により可とする

3. 提出書類について

(1) 提出書類

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

- ① 企画提案応募書【様式1】
- ② 企画提案書【様式1別紙】
- ③ 提案内容に関する補足資料 ⇒必要に応じて提出、無ければ不要
- ④ 収支計画書【様式2】
- ⑤ 事業実施体制組織票【様式3】(法人の場合のみ)
- ⑥ 提案事業者の過去の事業実績 ⇒無ければ不要
- ⑦ 直近3期分の決算書(個人の場合は確定申告書)
- ⑧ 直近の法人税の申告書(法人の場合のみ)
- ⑨ 事業に関する許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る)
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

(2) 企画提案書の作成

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

① 共通事項について

- ・企画提案書の提出は、当該事業に対して1件までとします。(次年度以降も新たな提案をしていただくことも可能です)
- ・日本工業規格A4用紙を使用してください。
- ・企画提案応募用紙には、個人もしくは事業者名、代表者役職及び氏名、提出年月日、連絡先等を記載してください。
- ・企画提案書は、添付資料を除き10ページ以内で提出してください。
- ・紙媒体により正本1部、副本5部作成してください。
- ・使用言語は日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ・企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

② 企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、「4. ③審査項目及び審査基準」の内容に則って作成してください。

(3) 収支計画書の作成

収支計画書の「3. 支出に関する事項」のうち、補助対象経費は以下のとおりです。

- ① 工事・作業場等の建物取得の建設費
- ② 建物付帯設備の整備又は取得費に要する費用
- ③ 地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
- ④ 建物賃借による増改築費
- ⑤ 備品購入費(地場産品強化創出等に要するものに限る)
- ⑥ 委託費(地場産品強化創出等に要するものに限る)
- ⑦ 外部評価費(地場産品強化創出等に要するものに限る)
- ⑧ その他地場産品強化創出等に要する費用

※公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用は対象経費には含めません。

4. 審査等について

① 審査方針

応募書類の審査は、選考委員会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、採択事業者を決定します。

ただし、審査結果が一定基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

② 審査方法

下記の審査基準に基づき、書面審査を実施し、基準点を超えた応募者から採択事業者を選定します。

③ 審査項目及び審査基準

各事業分野の審査項目は以下のとおりです。

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・実施体制、実績	10点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・法的な問題 ・ふるさと納税の返礼品としての可能性	50点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30点
事業提案金額について	・費用積算	10点
		合計 100点

※採点者全員が60点以上で選定候補者とします

④ 審査結果

審査結果については、応募いただいた全ての応募者へ通知します。

⑤ 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ・提出書類の虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- ・その他この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき

⑥ 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

⑦ 企画提案書等の取り扱い

提出された企画提案書等一式はいかなる場合でも返却いたしません。

5. その他

・採択された企画提案内容に関して、審査選定後に市と詳細について協議させていただくことがあります。協議の結果、CF等の実施内容、寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

・補助金確定額を超える事業経費は事業者負担となりますので、ご留意ください。

・補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額を全額もしくは一部を返還していただきます。

・事業者は、如何なる事情があっても、事業開始から5年間継続して当該事業を実施する義務を負います。

・事業の進捗を定期的に寄附者へ報告するとともに、寄附者とのつながりを大切にすること。